

目 次

訓 令	ページ
2 新潟県市町村総合事務組合文書規程の一部を改正する規程	1

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第 2 号

事務局
事務所

新潟県市町村総合事務組合文書規程（平成 16 年訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 23 年 11 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

第 29 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 常用漢字表（平成 22 年 11 月内閣告示第 2 号）

第 29 条第 1 項第 6 号及び第 7 号を次のように改める。

(6) 公用文における漢字使用等について（平成 22 年 11 月内閣訓令第 1 号）

(7) 法令における漢字使用等について（平成 22 年 11 月 30 日付け内閣法制局長官決定）